訓令

○外務省訓令第二十七号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

外務大臣　茂木　敏充

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

領事官の管轄区域　別表（令和三年一月一日現在）

地域	領事官	管轄区域
アジア	［在インド日本国大使～在カラチ日本国総領事　略］	
	在フィリピン日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	フィリピン（在セブ及び在ダバオの各日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）
	在セブ日本国総領事	アクラン州、アンティーケ州、カピズ州、ギマラス州、イロイロ州、西ネグロス州、ボホール州、セブ州、東ネグロス州、シキホール州、ビリラン州、東サマール州、レイテ州、北サマール州、サマール州、南レイテ州
	［在ダバオ日本国総領事～在ペナン日本国総領事　略］	
［大洋州～中東　略］		

領事官の管轄区域　別表（平成三十一年一月一日現在）

地域	領事官	管轄区域
アジア	［同上］	
	［同上］	フィリピン（在ダバオ日本国総領事の管轄に属する地域を除く。）
	［項を加える］	
	［同上］	
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和三年一月一日から施行する。